

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業）交付規程

令和2年6月19日 第ES20200619号

一般社団法人環境金融支援機構制定

（通則）

第1条 令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エコリース促進事業）交付要綱（平成23年4月13日付け環政経発第110413002号。以下「交付要綱」という。）及びエコリース促進事業費補助金事業実施要領（平成23年4月13日付け環政経発第110413003号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第2条 この規程は、交付要綱第14条の規定に基づき、一般社団法人環境金融支援機構（以下「機構」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

（定義）

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「脱炭素機器」とは、実施要領別添の表の左欄に掲げる機器、装置又は設備の区分ごとに同表の中欄に掲げる基準を満たすものをいう。
ただし、家庭（個人）については、補助対象となる機器は「太陽光発電設備」、「風力発電装置」、「水力発電設備」、「太陽熱利用装置」、「地中熱利用設備」及び「燃料電池設備」に限定する。
- 二 「指定リース事業者」とは、環境大臣が補助事業に参加する上で一定の要件を満たすと認め、指定したリース事業者をいう。
- 三 「リース契約」とは、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。
 - イ リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。
 - ロ 解約可能であるオペレーティングリースを除くリース取引であること。
 - ハ 一リース契約のうち、補助の対象となる低炭素機器に係るリース料の総額が、65万円以上2億円以下であること。
 - ニ リース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で定める耐用年数（法定耐用年数）の70%以上（10年以上は60%以上）の契約であって、リース期間が3年以上の契約であること。
 - ホ 原則、リース料支払い期間中において1年間に4回以上の均等分割払いとなっている契約であること。

- へ 補助金が交付された場合に補助金交付額相当分がリース料の低減に充てられる旨が明記された特約又は覚書等が締結された契約であること。
 - ト 日本国内に脱炭素機器を設置する契約であること。
 - チ 中古品の脱炭素機器をリースする契約でないこと。
 - リ 日本円建ての契約であること。
 - ヌ 交付申請時に予定していたリース期間を通じて契約が継続していること。
- 四 「リース先」とは、指定リース事業者から脱炭素機器をリースにより導入する者をいい、家庭（個人）、個人事業主又は中小企業とする。
中小企業とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。
- イ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社法上の会社。
 - ロ 医療施設で、ベッド数199床以下のもの。

（交付の対象）

- 第4条 機構は、第2条の目的を達成するため、別表第1の第1欄に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において機構が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、指定リース事業者とする。
 - 3 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。

（交付額の算定方法）

- 第5条 この補助金の交付額は、別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費に、第3欄に掲げた補助率を乗じた金額（ただし、算出された額は1円未満を切り捨てるものとする。）とする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金申込と申込受理通知）

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請管理システム又はjGrantsを利用し申請手続きを行わなければならない。
- 一 申請管理システムを利用する場合

- イ 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リース先と脱炭素機器についてリース契約を締結する前に、様式第1による補助金申込書を機構に提出しなければならない。
 - ロ 機構は、前項の規定により提出された補助金申込の確認を行い、様式第2により、補助金申込受理通知書を申請者に送付するものとする。
 - ハ 機構は、前項の補助金申込受理通知書の送付に際して、必要に応じて条件を付すことができるものとする。
 - ニ 申請者は、補助金申込書提出後又は補助金申込受理通知書の受理後、申込内容に変更が生じた場合は、様式第3-1により、補助金申込内容変更申請書を機構に提出し、様式第3-2による補助金申込内容変更受理通知書を受領しなければならない。
 - ホ 申請者は、補助金申込書提出後又は補助金申込受理通知書の受理後、申込を取り下げようとする場合は、様式第4により、補助金申込取り下げ書を機構に提出しなければならない。
- 二 jGrants を利用する場合
- イ 申請者は、リース先と脱炭素機器についてリース契約を締結する前に、jGrants 経由で、様式第1による補助金申込書を機構に提出しなければならない。
 - ロ 機構は、前項の規定により提出された補助金申込の確認を行い、jGrants 経由で、承認の通知を行うものとする。
 - ハ 機構は、前項の補助金申込の承認の通知に際して、必要に応じて条件を付すことができるものとする。
 - ニ 申請者は、補助金申込書提出後又は補助金申込の承認通知の受理後、申込内容に変更が生じた場合は、様式第3-1により、補助金申込内容変更申請書を機構に提出し、様式第3-2による補助金申込内容変更受理通知書を受領しなければならない。
 - ホ 申請者は、補助金申込書の提出・承認後、申込を取り下げようとする場合は、jGrants 経由で取り消し手続きを行い、機構の再承認の通知を受領しなければならない。

（補助金の交付申請）

第7条 申請管理システムを利用する申請者は、前条ロの規定による補助金申込受理通知書又は前条ニの規定による補助金申込内容変更受理通知書を受領した後、当該補助金申込受理通知書又は補助金申込内容変更受理通知書に係る脱炭素機器（以下「補助対象機器」という。）についてリース先とリース契約を締結したときは、遅滞無く様式第5により、補助金交付申請書及び次の各号に掲げる書面を機構に提出しなければならない。

jGrants を利用する申請者は、前条第ロの規定による補助金申込の承認、又は前条第ニの規定による補助金申込内容変更の承認の通知を受領した後、当該補助金申込又は補助金申込内容変更に係る脱炭素機器（以下「補助対象機器」という。）についてリース先とリース契約を締結したときは、遅滞無く様式第5により、

jGrants 経由で補助金交付申請書及び次の各号に掲げる書面を機構に提出しなければならない。

- 一 リース契約書の写し
- 二 特約又は覚書等の写し
- 三 補助対象機器の見積書、注文請書又は売買契約書のいずれか一の写し
- 四 エコリース促進事業利用申込書の写し（導入機器の基準適合チェックシート
の写し及び導入機器の基準適合確認の際に使用した資料の写しを添付
すること）
- 五 補助金対象外費用を含むリース契約の場合にあっては、補助金対象外費用
の計算書及び計算根拠となる資料の写し
- 六 岩手県、宮城県若しくは福島県（以下「東北三県」という。）のいずれか
に本店所在地を有する法人をリース先として締結されるリース契約の場
合にあっては、商業登記簿謄本の写し。ただし、東北三県のいずれかに脱
炭素機器を設置するためのリース契約の場合を除く。
- 七 東北三県のいずれかに住民票に記載された住所を有する個人（個人事業主
を含む。以下同じ。）をリース先として締結されるリース契約の場合にあ
っては、住民票又は印鑑証明書のいずれか一の写し。ただし、東北三県の
いずれかに脱炭素機器を設置するためのリース契約の場合を除く。

2 前項の申請は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。

- 一 脱炭素機器に係る申請であること。
- 二 申請は、個別のリース契約ごとに行われていること。
- 三 補助対象機器の設置が令和3年3月15日までに完了する見込みであるこ
と。
- 四 国の他の補助金等と重複して申請していないこと。

（専ら産業の用に供される脱炭素機器以外の脱炭素機器に係る優先的補助金交付
申請受付金額枠）

第7条の2 機構は、専ら産業の用に供される脱炭素機器以外の脱炭素機器の普及
を積極的に促進する観点から、補助事業の開始の日から起算して3ヶ月を経過す
る日までの間を、当該脱炭素機器に係る同条第1項の補助金交付申請を優先的に
受け付ける金額枠（次項において「優先的補助金交付申請受付金額枠」という。）
として4億円の優先金額枠を設定するものとする。

2 機構は、優先的補助金交付申請受付金額枠の実施期間においては、事業予算か
ら4億円を差し引いた金額を超過して専ら産業の用に供される脱炭素機器に係
る同条第1項の補助金交付申請書を受領してはならないものとする。

（交付申請の上限件数）

第7条の3 リース先は、10件を超える交付申請を行ってはならないものとする。

(交付の決定等)

第8条 機構は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、様式第6-1による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、機構は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

jGrants を利用する場合は、jGrants 経由で申請者に補助金交付決定の承認の通知を行うものとする。この場合において、機構は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

2 機構は、前項の通知に際して、必要に応じて条件を付することができるものとする。

3 機構は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、様式第7によりその旨を申請者に通知するものとする。

jGrants を利用する場合は、jGrants 経由で、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内に様式第8による補助金交付申請取下げ書を機構に提出しなければならない。

jGrants を利用する場合は、jGrants 経由で補助金交付申請取下げ手続きを行い、機構の承認の通知を受領しなければならない。

(変更交付申請)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第9-1による補助金交付決定内容変更申請書を機構に提出し、様式第9-2による補助金交付決定内容変更承認書により承認を受けなければならない。

jGrants を利用する場合は、様式第9-1による補助金交付決定内容変更申請書を機構に提出し、様式第9-2による補助金交付決定内容変更承認書により承認を受けなければならない。

(交付の条件)

第11条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

一 機構は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

- 二 機構は国の施策に基づき脱炭素機器の普及促進を図るため、必要な範囲において指定リース事業者に対して脱炭素機器の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。
- 三 指定リース事業者は、機構が必要な範囲内において調査やデータ提供等を依頼した場合は、これに協力しなければならない。

(実施状況報告)

第12条 補助事業者は、機構が必要と認めて要求したときは、様式第10による実施状況報告書を機構が要求する期日までに提出しなければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

- 第13条 機構は、前条の規定による報告書に基づき、補助事業者が法令等、本規程、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。
- 2 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

第14条 補助事業者は、交付決定の通知を受けたリース契約に係る補助対象機器の設置が完了したとき（第8条第1項の規定による交付決定の通知を受けたリース契約の一部を中止又は廃止した場合を含む。）は、完了の日（リース契約の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日後の日又は令和3年3月17日のいずれか早い日までに、様式第11により、実績報告書及び当該補助対象機器の設置に係る借受証、検収調書又はこれに類する書類の写しを機構に提出しなければならない。

jGrants 利用の場合は jGrants 経由で様式第11により、実績報告書及び当該補助対象機器の設置に係る借受証、検収調書又はこれに類する書類の写しを機構に提出しなければならない。

- 2 令和3年3月15日までに補助対象機器の設置完了を予定していたリース契約について、当該期日までに補助対象機器の設置を完了することができないと判断した場合、申請管理システムを利用する場合は、直ちに機構に対し、様式第8による補助金交付申請取下げ書を提出しなければならない。

jGrants を利用する場合は、jGrants 経由で直ちに機構に対し、補助金交付申請取下げ手続きをしなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 機構は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及び

これに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 13 による額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

jGrants を利用する場合は、jGrants 経由で補助事業者に通知するものとする。

- 2 機構は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 16 条 機構は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、環境大臣から当該事業に係る補助金の交付を受けたときは、当該確定金額を補助金請求金額として、補助事業者に遅延なく補助金を支払うものとする。

- 2 指定リース事業者は補助金の交付を受けるに当たり、様式第 14 により、指定リース事業者として選定された時点で補助金振込先指定口座届出書を機構に提出することとし、機構は、前項の規定により指定リース事業者へ補助金の支払いをするときは、当該補助金振込先口座届出書に記載された支払先に補助金額を振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第 17 条 機構は、第 18 条第 1 項による事業報告書による報告があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 8 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく機構の指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 第 8 条第 1 項の規定による交付決定を受けたリース契約が第 3 条第 3 号の要件を満たさなくなった場合。
 - 五 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 前項の規定は、第 15 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
 - 3 機構は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、様式第 15 による補助金交付決定取消通知書により、速やかに指定リース事業者に通知するものとする。
 - 4 機構は、第 1 項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、様式第 16 による補助金返還命令書により、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。
 - 5 機構は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

- 6 指定リース事業者は、第4項の補助金の返還命令を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 7 前項に基づく補助金の返還については、第15条第3項の規定（ただし書を除く。）を準用する。

（契約変更届の提出）

第18条 指定リース事業者は、第8条第1項の規定による交付決定を受けたリース契約が第3条第3号の要件を満たさなくなる場合又はリース先との間で合意によりリース契約を解約する場合若しくはリース先がリース契約の期限の利益を喪失する場合若しくはその他の事由により第8条第1項の規定により交付決定を受けたリース契約の内容が変更になる場合には、様式第17により、速やかに機構にリース契約変更届を提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第19条 指定リース事業者は、第8条第1項の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（書類等の保存義務等）

第20条 指定リース事業者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区別し、第8条第1項の規定による交付決定を受けたリース契約に係るリース契約関係書類（リース契約書、特約又は覚書、及び借受証、検収調書又はこれに類する書類）をリース期間が満了するまで保存しなければならない。

（秘密の保持）

第21条 機構は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って機構に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

（その他）

第22条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年6月19日から施行する。

別表第1

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 補助率
エコリース促進事業	補助事業を行うために必要な費用であつて別表第2に掲げる経費	実施要領3(2)に規定する補助率とする。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
脱炭素機器 リース導入 費			脱炭素機器のリース契約による導入に必要なリース経費の総額（リース契約に含まれる範囲内において付属品、据付費用も含む。ただし、付属品、据付費用の金額は機器本体価格（引取運賃、購入手数料等の購入に要した費用を含む）を上限とする。）。